

お知らせ

国民年金法が改正されました

国民年金の改正法案が五月十五日の参議院本会議で原案どおり可決され、成立しました。
このたびの改正内容の主なものを

改定された国民年金のポイント

〔拠出年金〕

- 年金額の引上げ (56.7実施)
- 老齢年金 (改定月額)
- 5年年金.....24,367円←22,600円
- 10年年金.....28,625円←26,550円
- 25年年金.....45,275円←42,000円
- 40年年金.....72,441円←67,200円
- 障害年金
- 1級.....56,325円←52,250円
- 2級.....45,058円←41,800円
- 母子(準母子)年金
- 子1人.....45,058円←41,800円
- 遺児年金
- 子1人.....45,058円←41,800円
- 保険料額の改定 (57.4実施)
- 定額保険料.....5,220円←4,500円
- 〔福祉年金〕
- 年金額の引上げ (56.8実施)
- 老 齢.....24,000円←22,500円 (23,000)
- 障害 1級.....36,000円←33,800円
- 2級.....24,000円←22,500円
- 所得制限の緩和 (56.8実施)
- 本人所得(2世帯) 老齢の場合
- 年 収 入.....2,266千円←2,164千円
- 公的年金併給限度額 (56.8実施)
-48万円←45万円

は、拠出年金では「年金額の物価スライドの実施」福祉年金では、「年金額の引き上げ」「所得制限の緩和」などです。

一、拠出年金
拠出年金では、総理府が発表する全国消費者物価指数が、前年度に比べて5%を超えて下した場合は、「物価スライド」制が取り入れられています。

二、福祉年金
福祉年金の改正は、八月分からは、それが支払われるのは十一月です。

今年の福祉年金の改定は、今まで

最近の日本は、世界有数の長寿国となりました。とくに女性の平均寿命の伸びはめざましく、昭和五十四年には七十八・八九歳に達しました。好むと好まざるにかかわらず老後はだれにもやってくるのが特徴です。

と違つて、老齢福祉年金が、扶養義務者の所得六〇〇万円を超え八七六万円未満の受給者の場合月額三三、〇〇〇円、六〇〇万円未満の受給者の場合月額二四、〇〇〇円の二段階の受給額とされたことが特徴です。

サラリーマンの奥さんも国民年金に加入を!

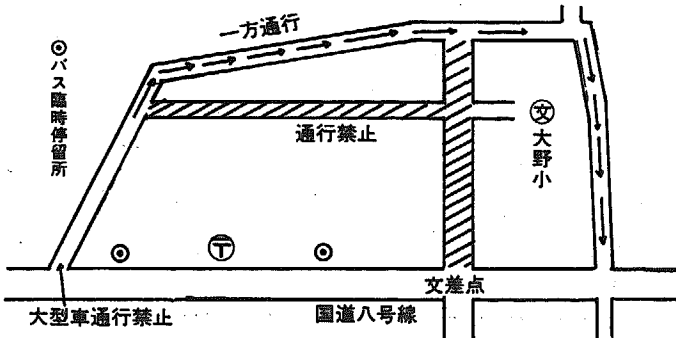
民謡流しに伴う交通規制

第二回黒崎町大民謡流し実施に伴い、左記及び下図のように交通規制が行われます。

期日 八月十八日(雨天は翌日)

時間 午後六時二十分～午後九時四十分

場所 大野町地内



お盆は五時まで総合体育館

八月十三日(木)～十五日(土)の三日間は総合体育館は午後五時で閉館いたします。

土地売買の前に 国土法の届出を

昭和四十九年十二月に施行された国土利用計画法は、今日まで六年を経過しましたが、法の主旨徹底不足等のせいも依然として無届取引があとをたたく、これが防止対策について国県では関係者から法に対しての認識を深めていただくよう呼びかけています。

国土法の概要等について

一、届出制 市街化区域二千平方メートル以上、調整区域五千平方メートル以上の一団の土地の、手続、土地売買等の当事者は、契約に先立ち、連名で市町村長を経由して知事に予定対価及び利用目的などを記載して届出なければなりません。この場合主として買主が不動産業者であると

きは、その不動産業者が届出る。(届出用紙は役場にあり)

二、効果 予定対価又は利用目的が不適当であると知事が認められた場合は、取引の中止などの措置を講ずることが出来る。

三、国土法と開発許可の関係(宅地造成の例)

開発計画→届出(二千㎡以上)→売買契約→開発許可(千㎡以上)→宅地造成(事前確認)

四、無届取引等の定義

1届出を行わずに土地売買等の契約を締結すること

2届出に係る予定対価の額を変更し、届出を行わずに増額して契約を締結すること

3届出に係る利用目的を変更し、届出を行わずに変更して契約を締結すること

4届出について、虚偽の届出をする事

5届出をした日から起算して六週間を経過する日又は催告しない旨の通知が到達する日のいずれか早い日までの間に契約を締結すること

一団の土地について

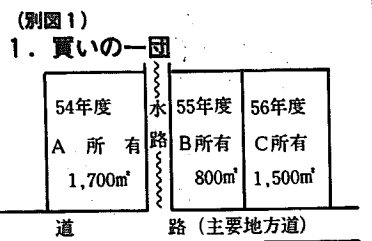
1定義 一団の土地とは、土地利用上現に一体の土地を構成しており、又は一体として利用に供することが可能なひとまとまりの土地をいう。

ア買いの一団(別図一)

開発業者が、複数の地権者から用地を取得しようとする場合

イ売りの一団(別図二)

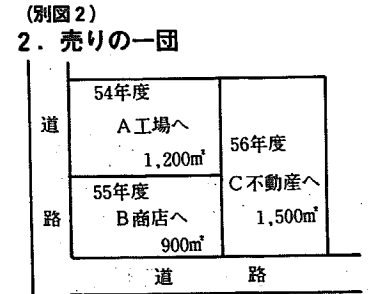
地主が、複数の開発業者などに所有者土地を譲渡しようとする場合



57年度所有 D 900㎡

地主A—X不動産 一団の委
B— 〃 (買いの団)
C— 〃

※ B所有地を買収した時点で、2,000㎡を超えることとなるが、当初から計画的に一体開発を企図していたのであれば、A所有地買収の段階で届出が必要。



地主X—A工場 一団の土地
X—B商店 (売りの一団)
X—C不動産

※ C不動産へ売却した時点で、2,000㎡を超えることとなるが、当初から計画的な切り売り(分譲)を企図していたのであれば、A工場への売却の段階で届出が必要。

初心者庭球教室

次の要項で「初心者テニス教室」を行っています。あなたも参加しませんか。

○主催 黒崎町庭球協会

○会場 (四)高校体育館(中学ウラ)

○日時 毎週金曜日、午後七時～午後八時三十分

○対象 二年未満の初心者(初めてのの方は大歓迎)年齢に制限はありません

○指導 町庭球協会会員

○費用 一回につき二百円

○その他(運動のできる服装であること)

(ラケットのない方はお貸しします)

※この教室は六月五日(金)に第一回を開催し、現在二十～三十人の愛好者がプレーをしています。大半がまったくの初心者ですので、あなたもご遠慮なくおいで下さい。

保健衛生だより

- 8月の行事
- ※乳児検診
 - 8月11日 受付時間=午後1時～1時20分
 - 対象=56年4月生まれと5月生まれの人
 - ※3歳児検診
 - 8月18日 受付時間=午後1時～1時20分
 - 対象=53年7月生まれと8月生まれの人
 - ※母親学級
 - 8月25日 受付時間=午前9時～9時15分
 - 携行品=母子手帳、筆記用具、歯ぶらし、印鑑、風呂敷、主食(パンかご飯)
 - 副食は用意します
 - 受講料=250円
- 9月の行事
- 9月8日 乳児検診
 - 9月18日 1才6か月児検診
 - 9月22日 幼児相談
 - 9月25日 母親学級
 - 9月29日 } ツベルクリン反応検査
 - 9月30日 }